

報酬規定

第1条 社会福祉法人徳栄会の役員については、下記の役員会及び会議・研修等に出席した場合に支給するものとする。

第2条 役員会議は、理事長が招集する理事会・評議員会をいう。
会議・研修等については、理事長が必要と認めた役員対象の会議・研修を言う。

第3条 第2条の役員会議・研修等に出席した役員については、下記の報酬を支給する。
但し、報酬支払い方法は、役員の銀行口座に振り込みするものとする。

会議名	役員名	報酬	交通費
理事会 評議員会	理事・監事	6,000円	日南市 800円
	評議員		串間市 2,500円
宮崎市・都城市 3,000円			
小林市 5,000円			
	延岡市 7,000円		
会議・研修	役員	5,000円	交通費・宿泊費 実費支給 (宿泊代については、15,000円を上限とする。)

第4条 役員会・会議研修の他に、施設運営に関連して施設等で実務に就いた場合にも
第3条の手当・交通費を支給するものとする。